

有権者として知っておきたい 選挙の知識

2023年版



糟屋郡宇美町立宇美中学校 小野 琥太郎 さんの作品

令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞 受賞

福岡県選挙管理委員会
福岡県明るい選挙推進協議会

選挙はなぜ大切なの？

あなたは「政治」や「選挙」にどのようなイメージを持っていますか？

難しい。自分には関係ない。そもそも政治って何？そう考える人もいるかもしれません。

では、地域に道路をつくる場合を考えてみましょう。どこにつくる？道幅はどれぐらいにする？予定地に住んでいる人はどうする？…。住民みんなで話し合うことは難しいので、代表として議員や知事・市町村長などの政治家が話し合って決めています。

そして、そのために必要なお金は、私たちが納めている税金から支払われています。

政治によって、私たちのお金の使い道が決まっています。

また、道路を安全に管理するためルールや税金を集めるためのルールは、国会や地方議会で政治家が話し合って決めています。

政治によって、私たちの社会のルールがつくられているのです。

私たちの生活に関わる大切なことだから、私たちの代表者によって政治が行われています。

代表者を決める方法が選挙です。私たちは、選挙を通して政治に参加しているのです。

選挙権は 18 歳になれば全ての国民に与えられます。でも投票に行かなければ宝の持ち腐れです。私たちの大切な一票をいかすためにも、選挙のしくみについて学びましょう。

「明るい選挙推進運動」のイメージキャラクター



選挙のめいすいくん

選挙の大切さを伝えています。
全国で活躍中。

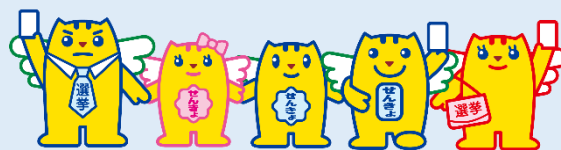


あまおうめいすいくん

福岡県名産の「あまおう」になりきっている(?)、ご当地めいすいくんです。

も く じ

1	選挙権と被選挙権	p.2	資料1	福岡県の投票率	p.11
2	選挙運動	p.3	資料2	福岡県の選挙区	p.13
3	投票先を選ぶには	p.4	資料3	福岡県の選挙の基本情報	p.15
4	ルール違反に気をつけよう	p.5			
5	投票	p.7			
6	投票用紙の書き方	p.9			
7	寄附の禁止	p.10			



めいすいくんファミリー

1 選挙権と被選挙権

選挙権 | 投票は18歳から！

「**選挙権**」とは、私たちの代表を選挙で選ぶことができる権利です。

選挙権を持つためには、次の条件を備えていなければなりません。

- ① 日本国民であること
- ② 年齢が満18歳以上であること
- ③ 地方公共団体（都道府県や市町村）の選挙では、その市町村内に継続して3か月以上居住していること

※ 同じ都道府県内で転居した場合、都道府県の選挙の選挙権は失われません。

「選挙人名簿」に登録されていないと投票できない！！

選挙人名簿とは、市区町村の選挙管理委員会が有権者を登録する台帳のことです。

市区町村の選挙管理委員会は、この名簿によって投票のときに本人かどうか確認し、二重に投票してしまうことがないように管理しています。

この名簿に登録されていないと選挙権があっても投票できません。

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録に基づいて行われますので、名簿に正しく登録されるために、住所の移転等の届出はきちんと行うようにしてください。

被選挙権

「**被選挙権**」とは、選挙により議員や首長に選ばれることのできる権利です。

被選挙権を持つための条件は、日本国民であることに加え、公職の種類によって次のとおり定められています。

衆議院議員	満25歳以上	
参議院議員	満30歳以上	
都道府県知事	満30歳以上	
都道府県議会議員	満25歳以上	その都道府県議会議員の選挙権を持っていること
市町村長	満25歳以上	
市町村議会議員	満25歳以上	その市町村議会議員の選挙権を持っていること

2 選挙運動 | 選挙はフェアプレーで

選挙運動にはルールがある！

選挙に立候補した人や支援者などは、政策や主張を有権者に訴え、投票をお願いすることができます。これを「**選挙運動**」といいます。

もし、選挙運動にルールがなかったらどうなるでしょう。お金をたくさん持っている人が有利になって、私たちの代表者としてふさわしくない人が選ばれるかもしれません。

選挙が公平・公正に行われるために、選挙運動には様々なルールがあります。

選挙運動のスタート

選挙運動は、立候補の届出が受理された時から投票日の前日までの間でしか行えません。

したがって、立候補の届出前のすべての選挙運動は禁止されます。

また、この期間中も選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間で行えません。

主な選挙運動

選挙運動用ポスター



街頭演説／選挙カー



選挙公報



政見放送



個人演説会／公開討論会



選挙公約
(マニフェスト)



※ 選挙の種類によって行える選挙運動は異なります。

3 投票先を選ぶには

候補者や政党の情報の集め方

「投票先を選ぶために、候補者の主張や政党の政策などをよく知りたい。だけど、候補者の演説を聞いても、選挙公報を読んでも、誰に投票していいかわからない…」

そんなときは、インターネット、テレビ、新聞などのメディアが役に立ちます。

まずは、使い慣れたメディアで、例えば経済や福祉など関心のある分野について情報を手に入れることから始めましょう。

インターネット

政党や候補者は、ホームページ、ブログ、SNS などでも、政策や思いを伝えています。

質問に「YES/NO」で答えていくと自分の考えに近い候補者や政党が示される「ポートマッチ」というサービスもあります。



テレビ、新聞

選挙の争点を解説するテレビ番組、候補者の政策アンケートを掲載する新聞記事など、マスメディアで選挙の特集が組まれることがあります。

政党や候補者について知るための重要な情報源です。

選挙に行くまでにやっておきたいこと

世の中で起きていることで興味・関心を持っていることはありますか？政治や選挙は、必ずどこかでつながっています。18歳未満の皆さんも、テレビやインターネットのニュースなどで気になることがあったら、家族や友達と話題にしてみてください。様々な視点や意見に触れることにより、情報を読み解く力をつけることはとても大切です。

18歳になって選挙に行くときに大切なことは、①情報を集め、②よく考え、③投票先を決め、④投票に行くことです。

「候補者の主張がよくわからないから投票に行かない」、「私一人が投票しなくても選挙の結果に影響がないので行かない」といった意見を聞くことがあります。

選挙は自分の意見を政治に反映させる大切な機会です。投票に行かないということは、その機会を手放してしまうことになります。一票の力を信じて、必ず投票に行きましょう。

4 ルール違反に気をつけよう

18 歳になったら選挙運動ができる

選挙運動ができるのは候補者本人だけではありません。例えば、応援している候補者への投票を友人に呼びかけることも選挙運動と見なされます。特に、インターネットを使用していると、何気ない行動が法律に違反してしまうことがあるかもしれません。

18 歳になったら選挙運動を行えるようになります。有権者として、できること・できないことを理解しておきましょう。

18 歳になったらできる選挙運動の例

- ・街中でたまたま会った友人や知人に投票や応援を依頼する。
- ・電話で投票や応援を依頼する。
- ・自分で選挙運動メッセージを掲示板やブログなどに書き込む。
- ・他人の選挙運動メッセージを SNS などで広める（リツイート、シェアなど）。

18 歳未満でも政治に参加できる

投票や「選挙運動」は 18 歳にならないとできませんが、選挙と関係のない「政治活動」なら誰でも行えます。

例えば、18 歳未満でも市町村長や議員に意見を伝えたり、市町村長などと対話する集会に出席したりすることができます。

また、メールや SNS、ブログなどを使って政治家に自由に意見を届けることも可能です。

普段から政治や行政について一人ひとりが考えておくことは、自分の住む社会を作るために大切です。福岡県の市町村でも若者の声を取り入れる取組が行われています。



地域の課題解決や活性化を目指し、町長と意見交換を行う高校生
(県立新宮高校、新宮町)



「嘉麻市高校生議会」で市職員に一般質問を行う高校生
(県立稲築志耕館高校、県立嘉穂総合高等学校嘉麻市立大隈城山校、嘉麻市)

インターネットを利用した選挙運動

18歳以上の有権者は、ウェブサイトを利用した選挙運動を行うことができます。

ただし、電子メールを利用した選挙運動ができるのは、候補者や政党等に限られますので、注意してください。

有権者が選挙運動に利用できるインターネットサービス

- ・ ホームページ、ブログ、掲示板など
 - ・ 動画配信サイト（YouTube、ニコニコ動画など）
 - ・ SNS（LINE、Twitter、Facebookなど）
- ※ SNSのトークやダイレクトメッセージ機能も利用可能。



やってはいけない！選挙運動のNG集



メールを使つての選挙運動はNG！

メールで選挙運動用の文書や写真などを送ることができるのは、候補者や政党等だけ。

候補者や政党等から送られてきたメールを転送してもいけません。



ホームページやメールなどを印刷して配るのはNG！

選挙運動用のホームページや候補者・政党等から届いた選挙運動用のメールなどをプリントアウトして配ってはいけません。



名前などを偽って送信するのはNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、ウソの名前や身分を名乗って、情報を発信することは禁じられています。



候補者に関するウソの情報の公開はNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、候補者に関する虚偽の情報や、真実を歪めた情報を広めたりすることは、罰せられます。

5 投票

投票はどうするの？

投票所入場券

投票日が近づくと、市区町村の選挙管理委員会から投票所入場（整理）券が届きます。
これを持って指定された投票所に行きましょう。
なくしてしまった場合でも、本人確認ができれば投票できます。

投票用紙じゃないよ



糸島市立前原西中学校3年生 黒岩紗妃さんの作品
2019年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

投票の流れを確認しよう！

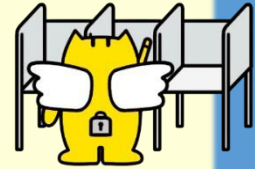
1 受付・投票用紙の交付

投票所入場券を受付に提出します。
選挙人名簿に登録されている本人か確認後、
投票用紙が交付されます。



2 投票用紙の記載

投票記載台で投票したい候補者の名前を
正しく書きます。
※ 選挙によって投票の方法が少し異なります (P.9)



3 投票

投票用紙を投票箱に入れます。



投票所で詳しく説明してもらえるから、心配しなくても大丈夫！
18歳未満でも選挙権のある人と一緒なら投票所に入場できるよ。
実際に行って、投票所の様子確かめてみよう！

投票日に投票所に行けないときはどうしたらいいの？

投票日に予定があるときは…

期日前投票

旅行、アルバイト、部活動など、投票日に予定があるときや台風が迫っているときなどは、投票日前でも投票できます。最近の選挙では多くの有権者が期日前投票を利用しています。



商業施設「小倉駅前アイム」内の期日前投票所
(2019年福岡県知事・県議会議員一般選挙)

期日前投票のできる期間

公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで

期日前投票所の場所

主に市役所や町村役場に設置されます。

ショッピングモールや高校・大学などに設置されることもあります。



出張中や入院しているときは…

不在者投票

不在者投票ができる病院や老人ホーム等は都道府県の選挙管理委員会が指定します。

選挙期間中に他の市区町村に滞在している場合や病院に入院しているなどの場合は、お住いの市区町村から投票用紙などを事前に取り寄せて投票することができます。

不在者投票のできる期間

公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで（期日前投票の期間と同じ）

不在者投票の手順

滞在地の不在者投票会場で、投票用紙に記載し、専用の封筒に入れて提出します。



大切な選挙権を守るため、ほかにも色々な投票制度があるよ。

郵便等による不在者投票

身体に一定程度を超える重度の障がいや要介護状態にある方が自宅などから投票できる制度

代理投票・点字投票

ケガや障がいで自分で投票用紙に記載できない方が投票所の係員に代筆してもらう制度。また、投票所には専用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできます。

6 投票用紙の書き方

選挙によって違う、一票の届け方

投票用紙に「候補者の氏名」を書く選挙と「政党等の名称」を書く選挙があります。

投票用紙を記載する机には、候補者の氏名等が掲示されていますので、よく確認して正確に記載しましょう。

衆議院議員選挙

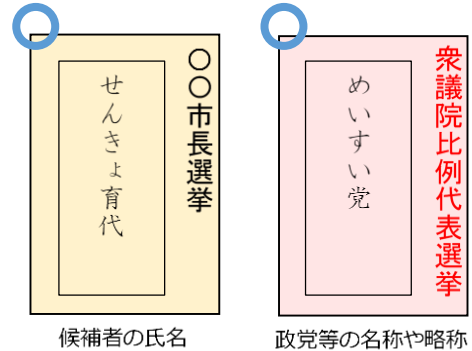
小選挙区 候補者1人の氏名

比例代表 1つの政党等の名称や略称

参議院議員選挙

選挙区 候補者1人の氏名

比例代表 候補者名簿に記載された1人の氏名または1つの政党等の名称や略称



候補者の氏名

政党等の名称や略称

地方の選挙

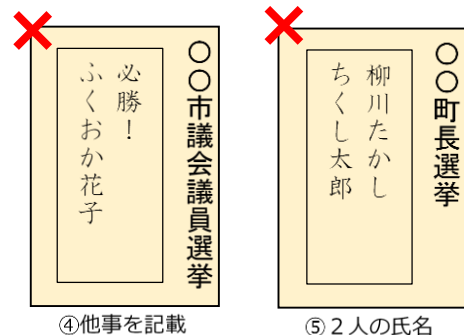
候補者1人の氏名（候補者名に「○」をつける記号式投票を採用している市町村もあります。）

こんな投票は「無効」に！

せっかく投票された貴重な一票も、次のような場合は無効になってしまいます。

気持ちを入れた一票を届けたくてもメッセージを書いたら逆効果！正確にきちんと書こう！

- ① 所定の投票用紙を用いないもの
- ② 立候補していない者の氏名を記載したもの
- ③ 「誰」を記載したか確認できないもの
- ④ 候補者の氏名のほか他事を記載したもの
- ⑤ 2人以上の氏名を記載したもの
- ⑥ 候補者の氏名を自書しないもの



④他事を記載

⑤2人の氏名

運命の開票～当選人の決定

投票が終わると、すべての投票箱が各投票所から開票所に運ばれます。

開票作業ではすべての投票を混同して、有効な投票と無効な投票に分類します。

開票が終わると、「選挙会」で正式に当選者が決定し、当選証書が授与されます。



7 寄附の禁止 | 守ってほしい3つのルール

寄附禁止 ルールを守って 明るい選挙

政治家（候補者や候補者になろうとする人も含みます。）は、選挙の有無にかかわらず選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることが禁止されています。

また、私たち有権者も、政治家に寄附を要求すると法律違反になります。

きれいな選挙や政治を実現するためには、選挙にお金がかからないようにすることが大切です。

政治家はもちろん、私たち有権者もルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

寄附禁止の「三ない運動」



有権者は政治家に寄附を

求めない！



政治家から有権者への寄附は

受け取らない！



政治家は有権者へ寄附を

贈らない！



町内会の集会や旅行などの
催物への寸志や飲食物の差し入れ



病気見舞い



入学祝・卒業祝



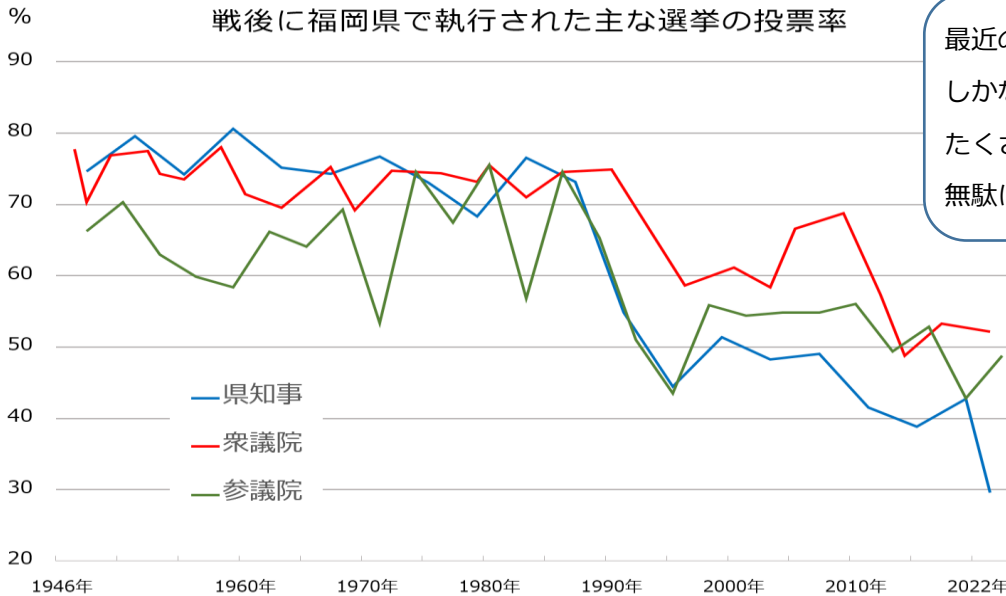
秘書等が代理で
出席する場合の結婚祝



葬式の花輪・供花

資料1 福岡県の投票率

過去の投票率をみると



最近の投票率は40~50%ぐらいしかないよ。
 たくさんの有権者が大切な一票を無駄にしているんだね。

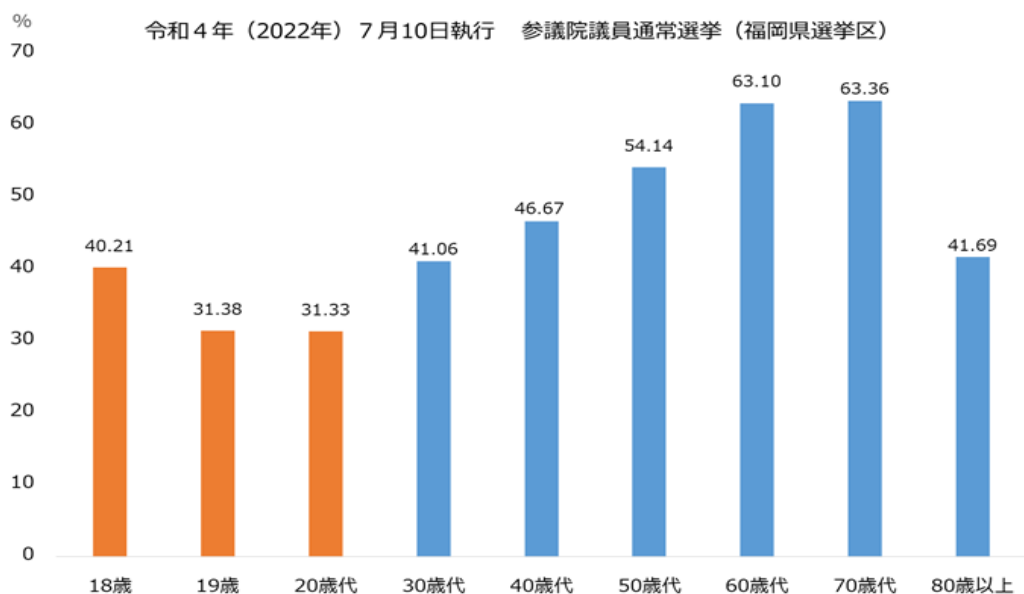


過去の選挙の投票率一覧（カッコ内は全国平均）

執行年	衆議院議員総選挙	参議院議員通常選挙	県知事	執行年	衆議院議員総選挙	参議院議員通常選挙	県知事
1946 (S21)	77.71 (72.08)	- -	- -	1985 (S60)	- -	- -	- -
1947 (S22)	70.35 (67.95)	66.22 (61.12)	74.61 (71.85)	1986 (S61)	74.55 (71.40)	74.52 (71.36)	- -
1948 (S23)	- -	- -	- -	1987 (S62)	- -	- -	73.20 (59.78)
1949 (S24)	76.86 (74.04)	- -	- -	1988 (S63)	- -	- -	- -
1950 (S25)	- -	70.27 (72.19)	- -	1989 (S64/H1)	- -	65.33 (65.02)	- -
1951 (S26)	- -	- -	79.56 (82.58)	1990 (H2)	74.90 (73.31)	- -	- -
1952 (S27)	77.49 (76.43)	- -	- -	1991 (H3)	- -	- -	54.87 (54.43)
1953 (S28)	74.26 (74.22)	62.94 (63.18)	- -	1992 (H4)	- -	51.03 (50.72)	- -
1954 (S29)	- -	- -	- -	1993 (H5)	66.71 (67.26)	- -	- -
1955 (S30)	73.53 (75.84)	- -	74.17 (74.85)	1994 (H6)	- -	- -	- -
1956 (S31)	- -	59.83 (62.11)	- -	1995 (H7)	- -	43.54 (44.52)	44.44 (55.12)
1957 (S32)	- -	- -	- -	1996 (H8)	58.65 (59.65)	- -	- -
1958 (S33)	77.97 (76.99)	- -	- -	1997 (H9)	- -	- -	- -
1959 (S34)	- -	58.38 (58.75)	80.59 (78.25)	1998 (H10)	- -	55.83 (58.84)	- -
1960 (S35)	71.42 (73.51)	- -	- -	1999 (H11)	- -	- -	51.34 (56.78)
1961 (S36)	- -	- -	- -	2000 (H12)	61.18 (62.49)	- -	- -
1962 (S37)	- -	66.18 (68.22)	- -	2001 (H13)	- -	54.39 (56.44)	- -
1963 (S38)	69.53 (71.14)	- -	75.12 (74.62)	2002 (H14)	- -	- -	- -
1964 (S39)	- -	- -	- -	2003 (H15)	58.34 (59.86)	- -	48.25 (52.63)
1965 (S40)	- -	64.04 (67.02)	- -	2004 (H16)	- -	54.84 (56.57)	- -
1966 (S41)	- -	- -	- -	2005 (H17)	66.63 (67.51)	- -	- -
1967 (S42)	75.26 (73.99)	- -	74.32 (68.70)	2006 (H18)	- -	- -	- -
1968 (S43)	- -	69.28 (68.94)	- -	2007 (H19)	- -	54.83 (58.64)	49.04 (54.85)
1969 (S44)	69.21 (68.51)	- -	- -	2008 (H20)	- -	- -	- -
1970 (S45)	- -	- -	- -	2009 (H21)	68.77 (69.28)	- -	- -
1971 (S46)	- -	53.40 (59.24)	76.71 (72.01)	2010 (H22)	- -	56.07 (57.92)	- -
1972 (S47)	74.69 (71.76)	- -	- -	2011 (H23)	- -	- -	41.52 (52.77)
1973 (S48)	- -	- -	- -	2012 (H24)	57.34 (59.32)	- -	- -
1974 (S49)	- -	74.56 (73.20)	- -	2013 (H25)	- -	49.36 (52.61)	- -
1975 (S50)	- -	- -	73.06 (71.92)	2014 (H26)	48.81 (52.66)	- -	- -
1976 (S51)	74.33 (73.45)	- -	- -	2015 (H27)	- -	- -	38.85 (47.14)
1977 (S52)	- -	67.47 (68.49)	- -	2016 (H28)	- -	52.85 (54.70)	- -
1978 (S53)	- -	- -	- -	2017 (H29)	53.31 (53.68)	- -	- -
1979 (S54)	73.14 (68.01)	- -	68.29 (64.08)	2018 (H30)	- -	- -	- -
1980 (S55)	75.48 (74.57)	75.46 (74.54)	- -	2019 (H31/R1)	- -	42.85 (48.80)	42.72 (47.72)
1981 (S56)	- -	- -	- -	2020 (R2)	- -	- -	- -
1982 (S57)	- -	- -	- -	2021 (R3)	52.12 (55.93)	- -	29.61 -
1983 (S58)	70.98 (67.94)	56.82 (57.00)	76.50 (63.21)	2022 (R4)	- -	48.76 (52.05)	- -
1984 (S59)	- -	- -	- -				

※ 衆議院議員総選挙は大選挙区、中選挙区、小選挙区の投票率。参議院議員通常選挙は地方区、選挙区の投票率。県知事選挙の全国平均は、統一地方選挙における都道府県知事選挙の投票率の平均値。

年齢別に投票率をみると・・・



若い人たちの投票率が特に低いんだね。



投票に 行った／行かなかったのはなぜ？

Q 投票に行ったのはどういう気持ちからですか？（投票に行った18歳～24歳に聞きました：複数回答）



投票をするのは国民の義務だから（42.2%）



政治をよくするためには、投票することが大事だから（38.3%）



選挙に行ったほうがなんとなくいいと思ったから（33.3%）



若い人の声を政治に届けたかったから（30.5%）

Q 投票に行かなかったのは、なぜですか？（投票に行かなかった18歳～24歳に聞きました：複数回答）

面倒だったから（29.8%）



選挙にあまり関心がなかったから（28.5%）



どの政党や候補者に投票すべきかわからなかったから（18.9%）



今住んでいる市区町村で、投票することができなかったから（15.9%）



若年層の意識調査（2019年参議院議員通常選挙後）／公益財団法人明るい選挙推進協会

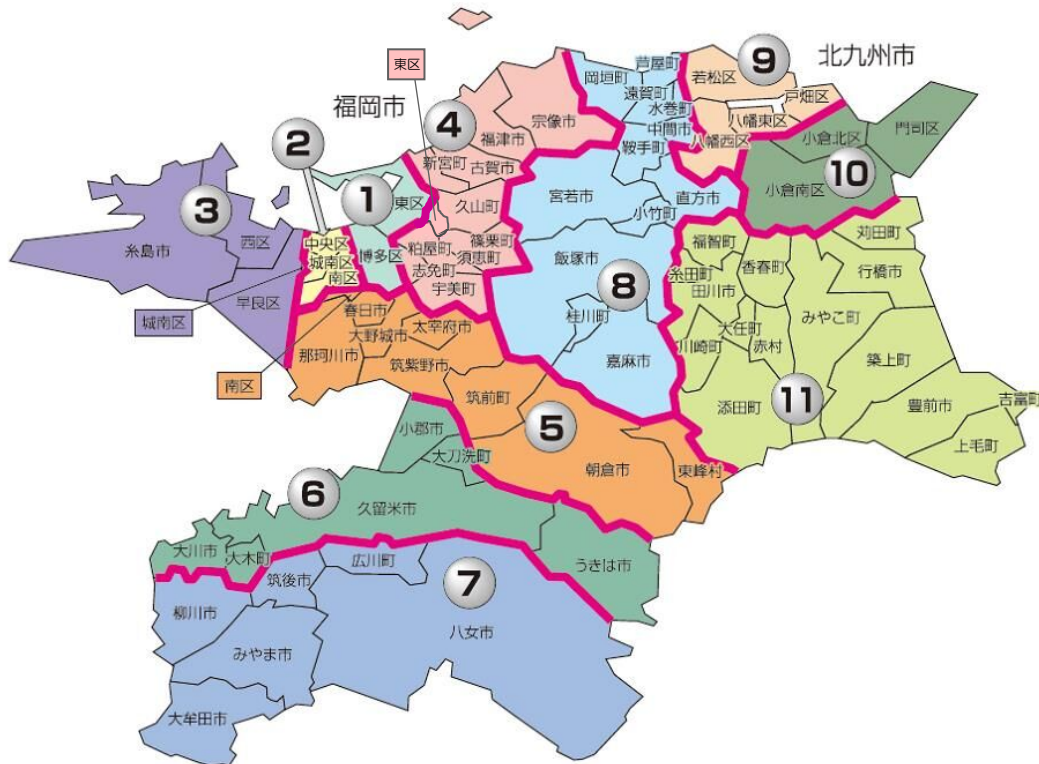
衆議院小選挙区選出議員の選挙区

資料 2 福岡県の選挙区

福岡県には現在、衆議院の小選挙区が11選挙区設けられています。

各選挙区からはそれぞれ1名の衆議院議員が選出されます。

2023年2月現在



選挙区	市区町村名
1区	福岡市東区のうち第4区に属さない区域、博多区
2区	福岡市中央区、南区のうち第5区に属さない区域、城南区のうち第3区に属さない区域
3区	福岡市城南区の一部の区域、早良区、西区、糸島市
4区	福岡市東区の一部の区域、宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
5区	福岡市南区の一部の区域、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、朝倉市、那珂川市、筑前町、東峰村
6区	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
7区	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、広川町
8区	直方市、飯塚市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町
9区	北九州市若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区
10区	北九州市門司区、小倉北区、小倉南区
11区	田川市、行橋市、豊前市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

福岡県議会議員の選挙区

福岡県議会議員の定数は87人で、選挙区は44選挙区あります。

各選挙区の議員定数に従い、得票数の多い順に当選者が選出されます。

2023年2月現在

選挙区	定数	市区町村名
北九州市門司区	2	北九州市門司区
北九州市小倉北区	3	北九州市小倉北区
北九州市小倉南区	3	北九州市小倉南区
北九州市若松区	2	北九州市若松区
北九州市八幡東区	1	北九州市八幡東区
北九州市八幡西区	3	北九州市八幡西区
北九州市戸畑区	1	北九州市戸畑区
福岡市東区	5	福岡市東区
福岡市博多区	3	福岡市博多区
福岡市中央区	3	福岡市中央区
福岡市南区	4	福岡市南区
福岡市城南区	2	福岡市城南区
福岡市早良区	3	福岡市早良区
福岡市西区	3	福岡市西区
大牟田市	2	大牟田市
久留米市・うきは市	5	久留米市 うきは市
直方市	1	直方市
飯塚市・嘉穂郡	2	飯塚市 桂川町
田川市	1	田川市
柳川市	1	柳川市
八女市・八女郡	2	八女市 広川町
筑後市	1	筑後市
大川市・三潞郡	1	大川市 大木町
行橋市	1	行橋市
中間市	1	中間市
小郡市・三井郡	2	小郡市 大刀洗町
筑紫野市	2	筑紫野市
春日市	2	春日市
大野城市	2	大野城市
宗像市	2	宗像市
太宰府市	2	太宰府市
古賀市	1	古賀市

選挙区	定数	市区町村名
福津市	1	福津市
宮若市・鞍手郡	1	宮若市 小竹町 鞍手町
嘉麻市	1	嘉麻市
朝倉市・朝倉郡	2	朝倉市 筑前町 東峰村
みやま市	1	みやま市
糸島市	2	糸島市
那珂川市	1	那珂川市
糟屋郡	3	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町
遠賀郡	2	芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町
田川郡	2	香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町
京都郡	1	刈田町 みやこ町
築上郡・豊前市	1	吉富町 上毛町 築上町 豊前市

資料3 福岡県の選挙の基本情報

市町村名	有権者数 (人)	任期満了日	
		長	議員
北九州市	783,407	2027. 2. 19	2025. 2. 9
福岡市	1,299,247	2026.12. 6	2023. 5. 1
大牟田市	93,545	2023.12. 2	2023. 5. 1
久留米市	248,415	2026. 1. 30	2023. 5. 1
直方市	46,479	2023. 4. 25	2023. 5. 1
飯塚市	105,222	2025. 2. 25	2023. 4. 25
田川市	38,214	2023. 4. 29	2023. 5. 1
柳川市	53,669	2025. 4. 23	2026.10. 20
八女市	51,641	2024.11. 15	2023. 5. 9
筑後市	40,391	2025.12. 2	2023. 4. 29
大川市	28,007	2024.10. 22	2023. 4. 29
行橋市	60,512	2026. 3. 17	2024. 4. 22
豊前市	20,483	2025. 4. 19	2024. 4. 9
中間市	34,462	2025. 6. 17	2025. 7. 13
小郡市	48,707	2025. 5. 14	2026. 5. 13
筑紫野市	87,224	2027. 1. 31	2023. 5. 24
春日市	91,799	2023. 4. 30	2023. 4. 30
大野城市	82,995	2025. 9. 11	2023. 4. 30
宗像市	80,396	2026. 5. 20	2024.10. 31
太宰府市	59,049	2026. 1. 27	2025.12. 11
古賀市	48,520	2026.12. 22	2023. 5. 12
福津市	54,761	2025. 3. 5	2027. 1. 23
うきは市	23,814	2024. 7. 14	2026. 4. 30
宮若市	22,408	2026. 3. 18	2026. 3. 18
嘉麻市	30,668	2026. 4. 22	2023. 4. 30
朝倉市	42,948	2026. 4. 22	2023. 4. 30
みやま市	30,540	2026.10. 27	2023. 7. 31
糸島市	84,945	2026. 2. 13	2026. 2. 13
那珂川市	40,446	2024. 8. 30	2025. 3. 31

有権者数県合計 (R4.12月時点) 4,229,798 人

市町村名	有権者数 (人)	任期満了日	
		長	議員
宇美町	30,448	2026. 3. 5	2026. 3. 5
篠栗町	25,500	2024.11. 29	2023. 4. 30
志免町	37,358	2023. 4. 30	2023. 4. 30
須恵町	23,182	2026. 4. 30	2023. 4. 30
新宮町	25,417	2023. 4. 26	2023. 4. 30
久山町	7,191	2024.10. 27	2025. 9. 29
粕屋町	38,342	2026. 9. 8	2025. 4. 28
芦屋町	11,346	2023. 4. 30	2023. 4. 30
水巻町	23,416	2025.11. 13	2023. 4. 30
岡垣町	26,409	2025. 1. 20	2023. 4. 30
遠賀町	16,003	2026.12. 11	2023. 4. 30
小竹町	6,201	2027. 1. 28	2026.12. 14
鞍手町	13,005	2026. 9. 8	2023. 4. 29
桂川町	11,091	2026.11. 18	2026.11. 18
筑前町	24,867	2025. 4. 23	2027. 1. 31
東峰村	1,702	2025.10. 19	2026. 4. 30
大刀洗町	12,782	2024. 1. 29	2023. 9. 30
大木町	11,329	2027. 2. 5	2023. 5. 21
広川町	15,853	2023. 5. 21	2023.12. 31
香春町	8,996	2025. 8. 7	2025. 3. 29
添田町	7,830	2026. 8. 21	2026. 7. 21
糸田町	7,162	2023. 4. 30	2023. 4. 30
川崎町	13,425	2023. 4. 30	2023. 4. 30
大任町	4,264	2025. 4. 26	2023. 4. 30
赤村	2,525	2025. 7. 27	2025. 7. 27
福智町	18,176	2023. 6. 15	2023. 4. 30
苅田町	30,437	2025.11. 12	2023.10. 14
みやこ町	16,053	2026. 4. 22	2023. 4. 30
吉富町	5,512	2023. 4. 30	2023. 4. 30
上毛町	6,219	2025.11. 12	2027. 2. 10
築上町	14,843	2026. 2. 11	2023. 7. 31

公職の種類	任期満了日	定数	定数の内訳
福岡県知事	2025. 4. 10	1	
福岡県議会議員	2023. 4. 29	87	
衆議院議員	2025.10. 30	465	小選挙区 289 (うち福岡県 11) 比例 176 (うち九州ブロック20)
参議院議員	2028. 7. 25	248	選挙区 74 (うち福岡県 3) 比例 50
	2025. 7. 28		選挙区 74 (うち福岡県 3) 比例 50

※ 選挙人名簿登録者数は2022年12月現在、その他は2023年2月現在の情報です。

任期満了日の前30日以内に選挙が行われるよ。
 あなたの市町村では、選挙がいつ頃あるのか確認してみてね。
次の選挙、はじめての選挙では、必ず投票に行こう！

